

## 資本金の額の減少公告

債権者各位

当社は、資本金の額を2億円減少して1億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和4年3月15日であり、株主総会の決議は、令和4年1月20日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

[https://www.toeich.jp/public\\_notice](https://www.toeich.jp/public_notice)

令和4年2月10日

東京都中央区銀座三丁目2番17号

東映衛星放送株式会社

代表取締役 香月 純一